

# 令和6年度 小島小学校PTA総会資料

- 1 期日 令和6年4月19日（金）
- 2 日程 PTA総会 15：45～16：30

小島小学校PTA

## 会 順

- 1 開会
- 2 校長挨拶及び学校職員紹介 校長
- 3 議長選出
- 4 議事
  - (1) 役員紹介と承認 P T A会長
  - (2) P T A会長挨拶 P T A会長
  - (3) 令和5年度活動報告 P T A会長
  - (4) 令和5年度会計決算報告 P T A会計
  - (5) 令和5年度会計監査報告 P T A監査
  - (6) 令和5年度会計決算承認
  - (7) 令和6年度活動計画案 P T A会長
  - (8) 令和6年度会計予算案 P T A会計
  - (9) 令和6年度活動計画案及び予算案の承認
  - (10) 小島小学校個人情報取扱規定について P T A会長
  - (11) 日本P T A全国協議会個人団体情報漏えい補償制度加入について  
P T A副会長(市P担当)
  - (12) 熊本県P T A共済加入について P T A副会長(市P担当)
- 6 議長解任
- 7 家庭教育学級紹介 教養文化委員長
- 8 閉会

## 令和6年度 小島小学校PTA執行部役員

役 職	氏 名	
会 長		
副会長(市P担当)		
副 会 長		
会 計		
庶務・書記		
監 査	<p style="text-align: center;">                     ここは、個人名ですの                      で、HPでは掲載をいたし                      ません。                      ご了承ください。                      執行部役員は、総会当                      日に皆様の前でご挨拶                      をさせていただきます。                 </p>	
広 報		
教 養 文 化		
保 健 体 育		
財 務 厚 生		
安 全 補 導		
地 区		
顧 問		
副会長(庶務)		
広 報		
教 養 文 化		
保 健 体 育		
財 務 厚 生		
安 全 補 導		
地 区		

小島小学校

事務室 職員室  
職員室  
F A X

329-0912  
329-7939  
311-4064

## 令和5年度 PTA行事活動実績報告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
全体	役員会 始業式(10) 入学式(12) 学級懇談会(21) PTA総会(21)	役員会 授業参観(12) 運営委員会(12)	役員会 廃品回収(3)	役員会 授業参観(7) 学級懇談会(7) 終業式(21)		役員会	役員会 運動会(22)	役員会 おしま祭(18)	役員会 学級懇談会(8) 授業参観(8) 廃品回収(9) 終業式(22)	役員会 始業式(9)	役員会 廃品回収(3) 新入生説明会(14) 授業参観(29) 学級懇談会(29)	役員会 卒業式(21) 修了式(22)	
市P関連	市P役員選考(8) 各専門委員会(14) 県P共済(P済)説明会 西区理事会	西区総会 市P定期総会(28) 安全互助加入 災害見舞金加入		合同研修会(9) 懇親会(9)  市Pバレー大会抽選(7~8月) 会報発行 西区理事会	あいさつ運動(29)	市Pバレー(3) 小島会場校	西区交流会・研修会 九P佐賀大会(28.29)	市P研究大会(12) 教育文化フォーラム(13) 美術展(2週間)  県Pふれあい読書中間報告会 西区理事会		あいさつ運動(10)	会長理事懇談・懇親会 会報発行	新任会長・ 市P担研修会(15)  西区理事会	
安全補導	春の交通安全運動 交通指導割り当て  交通指導 (第1、3月曜日)	交通指導	危険箇所点検 通学路の点検  交通指導	交通指導	立て看板補修・設置	秋の交通安全運動  交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	下校時/パトロール 交通指導には全員参加
広報	入学式撮影		集団宿泊 (写真データを依頼)			市Pバレー撮影(3) 新聞発行	修学旅行撮影 (写真データを依頼) 運動会撮影				新聞発行		新聞発行を2回
保健体育			市Pバレー選手選考	市Pバレー大会抽選(7~8月) 市Pバレー練習		市Pバレー(3)	運動会準備・片付け						
教養文化・家庭教育	(年間計画作成)		読み聞かせ	読み聞かせ 教育講習会		読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ 文化フォーラム参加					
7月、12月に講座を開催(年2回)													
財務厚生			廃品回収(3)						廃品回収(9)		廃品回収(3)		
地区委員		選考委員会発足(13)					運動会 テント張りの連絡  選考委員会開催(10~12月)						町内・地区への連絡伝達
学校関連	始業式(10) 入学式(12) 歓迎遠足(28) 学級懇談会(21) PTA総会(21) 家庭訪問(24~5/1)	授業参観(12) 運営委員会(12)	幼保小中連携の日(9) 5年集団宿泊教室 (19~21)	授業参観(7) 学級懇談会(7) 終業式(21)	始業式(29)		運動会(22)	修学旅行(13~14)	授業参観(8) 学級懇談会(8) 終業式(23)	始業式(9) 幼保小中連携の日(17)	授業参観(29) 学級懇談会(29)	送別遠足(7) 卒業式(21) 修了式(22) 退任式(29)	

## 令和 5 年度 一般会計収支決算書

熊本市立小島小学校 P T A

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

### 【収入の部】

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	1263305	1263305	0	
会費収入	1050000	1031400	▲18600	450* (164+27) *12=1031400
雑収入	10	17	7	利息等
合 計	2313315	2294722	▲18593	

### 【支出の部】

#### ●運営費

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
会議費	10000	0	10000	役員会・選考委員会等のお茶代等
渉外費	180000	146500	33500	市P会議・校区諸団体の参加費、謝礼、御禮
消耗費	90000	83233	6767	小学校へ 80000 円、事務消耗品代等
交通費	20000	11155	8845	会議・研修会の交通費、駐車場料金等
通信費	1000	0	1000	切手、葉書代等
小 計	301000	240888	60112	

#### ●活動費

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
広報活動費	30000	8060	21940	事務用品代等
教養活動費	20000	8708	11292	読み聞かせ講師謝礼・事務用品代等
保体活動費	20000	76968	▲56968	市Pバレエ練習経費・事務用品代等
財務活動費	5000	0	5000	事務用品代等
安全活動費	20000	0	20000	パトロール用品・事務用品代等
行事費	320000	363273	▲43273	入卒業・退任式代・記念品・黄帽子等
プール開放会計へ	0	0	0	
小 計	415000	457009	▲42009	

#### ●その他

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
負担金	60000	62350	▲3250	九P・市P・諸団体会費及び負担金
保険料	20000	13170	6830	賠償責任保険料・熊本市 P T A 協議会等
手数料	3000	1320	1680	振込手数料、払込手数料等
慶弔費	20000	15000	5000	慶弔に関する贈答品・見舞金・香典等
行事運営会計へ	300000	300000	0	行事運営会計への繰入
予備費	50000	0	50000	予見し難い予算の不足に充てる為の費用
小 計	453000	391840	61160	
合 計	1169000	1089737	79263	

総収入額	総支出額	差引残高
2294722	1089737	1204985

## 令和 5 年度 特別会計収支決算書

熊本市立小島小学校 P T A

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

### 1. 行事運営会計

#### 【収入の部】

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	341077	341077	0	
集団回収収入	300000	216800	83200	回収物売却金・再生資源集団回収助成金
おしま祭収入	500000	168100	331900	売上代金・御樽収入等
一般会計より	300000	300000	0	一般会計より繰入
雑収入	10	2	8	利息等
合 計	1441087	1025979	415108	

#### 【支出の部】

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
集団回収経費	30000	49081	▲19081	飲料代・御礼茶菓子代等
おしま祭経費	500000	140879	359121	材料費・景品代・御礼茶菓子代等
特別基金積立	100000	100000	0	特別基金へ積立
学校振興費	120000	120000	0	学校運営費 20000 円・保有森活動 100000 円
図書購入費	100000	0	100000	学校図書室本購入費
どんどや経費	0	0	0	どんどや開催経費等
地引網体験経費	100000	94270	5730	6年生記念品振替 50000 円・保有森活動 44270 円
学力検査料	90000	0	90000	学力検査料
補助金支出	5000	0	5000	ヘルメット補助金
予備費	50000	0	50000	予見し難い予算の不足に充てる為の費用
合 計	1095000	504230	590770	

総収入額	総支出額	差引残高
1025979	504230	521749

## 2. プール開放運営委員会会計

### 【収入の部】

(単位：円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
前年度繰越金	0	0	0	
補助金収入	0	0	0	市よりプール開放補助金
一般会計より	0	0	0	一般会計より補填
雑収入	0	0	0	利息等
合計	0	0	0	

### 【支出の部】

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
プール監視料	0	0	0	16000円*10日*2人*1.1
消耗品費	0	0	0	プール消毒液等
プール開放活動経費	0	0	0	御礼茶菓子代・事務用品代等
手数料	0	0	0	諸手数料
合計	0	0	0	

総収入額	総支出額	差引残高
0	0	0

## 3. 特別基金会計

### 【収入の部】

(単位：円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
前年度繰越金	1037266	1037266	0	
積立収入	100000	100000	0	行事運営会計より積立
雑収入	10	10	0	利息等
合計	1137276	1137276	0	

### 【支出の部】

(単位：円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	摘要
消耗品費	0	0	0	
P T A器具備品費	0	0	0	
手数料	0	0	0	諸手数料
合計	0	0	0	

総収入額	総支出額	差引残高
1137276	0	1137276

# 令和5年度 熊本市立小島小学校 P T A 一般会計監査報告書

令和5年度P T A一般会計監査結果を次の通り報告します。

- 1 監査実施日 令和6年4月18日
- 2 会計監査対象 令和5年度P T A一般会計
- 3 監査対象書類 2に関わる金銭出納帳  
預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を適合した結果、適正に執行されていた。

令和6年4月18日

監査  

監査  

# 令和5年度 熊本市立小島小学校 P T A 特別会計監査報告書

令和5年度P T A 特別会計監査結果を次の通り報告します。

- 1 監査実施日 令和6年4月18日
- 2 会計監査対象 令和5年度P T A 特別会計
- 3 監査対象書類 2に関わる金銭出納帳  
預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を適合した結果、適正に執行されていた。

令和6年4月18日

監査



監査



令和6年度 PTA行事活動計画(案)

※計画(案)のため、変更となることもございます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
全体	役員会 始業式(9) 入学式(11) 全国学力調査6年生(18) 授業参観、学級懇談会(19) 授業参観、学級懇談会(19) 家庭訪問(22~25)	役員会 歓迎集会・遠足(1)	役員会 幼小中連携の日(7) 教育相談(11~)	役員会 水俣に学ぶひごっこ教室 5年生(2) 授業参観(4) 学級懇談会(4) 教育講演会(4) 廃品回収(6) 終業式(19)	役員会 始業式(29)	役員会	役員会 通知表渡し(1) 教育相談(4~) 廃品回収(5) 振替休業日(23) 運動会(26)	役員会 おしま祭(未定) 就学時健康診断(7) 6年生修学旅行 長崎市 (11~12) 地区別人権教育研修会(13) 熊本市学力テスト(21~22)	役員会 授業参観(6) 学級懇談会(6) 終業式(24)	役員会 始業式(8) 授業研究会一斉開催(30)	役員会 新入生説明会(14) 廃品回収(18) 授業参観(28) 学級懇談会(28)	役員会 卒業式(21) 修了式(24)	
市P関連	市P役員選考(5) 各専門委員会(20) 県P共済(P済) 説明会(24) 西区理事会	西区総会(12) 市P定期総会(25) 安全互助加入 災害見舞金加入	会計研修会(12) 松島会	合同研修会(1) 懇親会(9) 市Pバレー大会抽選(7~8月) 会報発行 西区理事会(14)	日P全国研修大会 (23、24) あいさつ運動(29)	市Pバレー(2、3) 小島会場校	九P長崎大会(28、29)	あいさつ運動(1) 市P研究大会(2) 教育文化フォーラム(13) 西区理事会		あいさつ運動(8)	西区研修会、交流会(8) 会長懇談会(17) 会報発行	新任会長・ 市P担研修会(14) 西区理事会	
安全補導	春の交通安全運動 交通指導割り当て 交通指導 (第1、3月曜日)	交通指導	危険箇所点検 通学路の点検 交通指導	交通指導	立て看板補修・設置	秋の交通安全運動 交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	下校時パトロール 交通指導には全員参加
広報		坪井川クリーン大作戦 撮影		廃品回収撮影(6)	あいさつ運動撮影(29)	市Pバレー撮影(2、3) 新聞発行	運動会撮影 廃品回収撮影(5)	坪井川クリーン大作戦 撮影 あいさつ運動撮影(1)		あいさつ運動撮影(8)	新聞発行 廃品回収撮影(18)		新聞発行を2回
保健体育			市Pバレー選手選考	市Pバレー大会抽選(7~8月) 市Pバレー練習	市Pバレー(2、3)	運動会準備・片付け							
教養文化・家庭教育	(年間計画作成)	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ 教育講習会		読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ					
財務厚生				SNSトラブル防止啓 発の講演会予定(授 業参観後(4))	廃品回収(6)		廃品回収(5) 愛校作業				講座を開催予定 講座の企画、運営	廃品回収(18)	
地区委員		選考委員会発足(13)					運動会 テント張りの連絡						町内・地区への連絡伝達
学校関連	始業式(9) 入学式(11) 全国学力調査6年生(18) 授業参観、学級懇談会(19) 授業参観、学級懇談会(19) 家庭訪問(22~25)	歓迎集会・遠足(1)	幼小中連携の日(7) 教育相談(11~)	水俣に学ぶひごっこ教室 5年生(2) 授業参観(4) 学級懇談会(4) 教育講演会(4) 終業式(19)	始業式(29)		通知表渡し(1) 教育相談(4~) 振替休業日(23) 運動会(26)	就学時健康診断(7) 6年生修学旅行 長崎市 (11~12) 地区別人権教育研修会(13) 熊本市学力テスト(21~22)	授業参観(6) 学級懇談会(6) 終業式(24)	始業式(8) 授業研究会一斉開催(30)	新入生説明会(14) 授業参観(28) 学級懇談会(28)	卒業式(21) 修了式(24)	

令和6年度 一般会計予算（案）

熊本市立小島小島小学校PTA

令和6年4月1日～令和7年3月31日

【収入の部】

●収入

（単位：円）

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
前年度繰越金	1263305	1263305	1204985	前年度からの繰越金
会費収入	1050000	1031400	1053000	総会決議により会則変更 195 * 450*12
雑収入	10	17	10	利息
合計	2313315	2294722	2257995	

【支出の部】

（単位：円）

●運営費

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
会議費	10000	0	10000	役員会・選考委員会等のお茶代
渉外費	180000	146500	180000	市P会議・校区諸団体の参加費、謝礼、御樽
消耗費	90000	83233	110000	小学校へ80000円、事務備品代等
交通費	20000	11155	20000	会議・研修等の交通費。駐車場代金
通信費	1000	0	1000	切手・葉書代等
小計	301000	240888	321000	

●活動費

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
広報活動費	30000	8060	10000	新聞発行費、事務備品代
教養活動費	20000	8708	10000	読み聞かせ・講師謝礼、事務備品代等
保体活動費	20000	76968	50000	市Pバレー参加費等、事務備品代
財務活動費	5000	0	5000	事務備品代
安全活動費	20000	0	10000	パトロール用品、自転車点検
行事費	320000	363273	370000	入卒業・退任式花代、饅頭代、記念品代、黄色い帽子等
プール開放会費へ	0	0	0	プール開放会計へ補填
小計	415000	457009	455000	

●その他

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
負担金	60000	62350	70000	九州P・市P・校区諸団体の会費、負担金
保険料	20000	13170	20000	賠償責任保険料 熊本市PTA協議会等
手数料	3000	1320	3000	振込手数料、払込手数料等
慶弔費	20000	15000	20000	慶弔に関する贈答品、見舞金、香典等
行事運営会計へ	300000	300000	300000	行事運営会計へ操入
予備費	50000	0	100000	予見し難い予算の不足に充てる
小計	453000	391840	513000	
支出計	1169000	1089737	1289000	
次年度繰越金	1144315	1204985	968995	繰り越し
合計	2313305	2294722	2257995	

## 令和6年度 特別会計予算（案）

熊本市立小島小島小学校PTA  
令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 1. 行事運営会計

#### 【収入の部】

（単位：円）

項目	前年度決算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
前年度繰越金	341077	341077	521749	前年度からの繰越金
廃品回収収入	300000	216800	300000	回収物売却金、再生資源集団回収助成金
おしま祭収入	500000	168100	300000	売上代金、御樽収入
一般会計より	300000	300000	300000	一般会計より繰入
雑収入	10	2	10	利息
収入計	1100010	684902	900010	
合計	1441087	1025979	1421759	

#### 【支出の部】

項目	前年度決算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
廃品回収経費	30000	49081	50000	飲料代、お礼茶菓子代等
おしま祭経費	500000	140879	300000	材料代、景品代等
特別基金積立	100000	100000	100000	特別基金へ積立
学校振興費	120000	120000	100000	学校運営費
図書購入費	100000	0	100000	学校図書室本購入費
どんどや経費	0	0	50000	茶菓子、松明、縄、灯油等材料費代、謝礼等
学力検査料	90000	0	0	学力検査料（1・2年生実施）
地引網体験経費	100000	94270	0	バスレンタル料金等 5・6年生対象（学校林活動）
補助金支出	5000	0	10000	ヘルメット補助代
予備費	500000	0	100000	予見し難い予算の不足に充てるための費用
支出計	1095000	504230	810000	
次年度繰越金	346087	521749	611759	次年度へ繰越金
合計	1441087	1025979	1421759	

## 2. プール開放運営委員会会計\*

### 【収入の部】

項目	前年度予算額	前年度決算額	本度予算額	摘要
前年度繰越金	0	0	0	前年度からの繰越金
補助金収入	0	0	0	熊本市よりプールの開放補助金
一般会計より	0	0	0	一般会計より補助
雑収入	0	0	0	利息
収入計	0	0	0	
合計	0	0	0	

### 【支出の部】

項目	前年度予算額	前年度決算額	本度予算額	摘要
プール監視料	0	0	0	16,000円*10日*2人*1.1
消耗品費	0	0	0	プール消毒液
プール開放活動経費	0	0	0	監視保護者飲料代、事務用品代等
手数料	0	0	0	振込手数料
支出計	0	0	0	
前年度繰越金	0	0	0	
合計	0	0	0	

## 3. 特別基金会計

### 【収入の部】

(単位：円)

項目	前年度予算額	前年度決算額	本度予算額	摘要
前年度繰越金	1037266	1037266	1137276	前年度からの繰越金
積立収入	100000	100000	100000	行事運営会計より積立
雑収入	10	10	10	利息
合計	1137276	1137276	1237286	

### 【支出の部】

項目	前年度予算額	前年度決算額	本度予算額	摘要
消耗品費	0	0	0	
P T A器具備品費	0	0	0	
手数料	0	0	0	振込手数料
支出計	0	0	0	
次年度繰越金	1137276	1137276	1237286	次年度へ繰越金
合計	1137276	1137276	1237286	

## 熊本市立小島小学校PTA個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の取り扱いについて熊本市立小島小学校PTA（以下「本会」という）の遵守すべき義務を定めることにより、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

#### (2) 個人情報データベース

特定の個人情報について、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

#### (3) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

### (責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、あらゆるPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

### (取扱者)

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員・各委員会委員長とする。

### (秘密保持義務・漏洩防止)

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとする。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

### (利用目的)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) PTA会費、共済掛金等の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付ないし配布
- (3) 役員・会計監査・会員・各委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員等の選考活動、その他のPTA活動

### (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ会員の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、本会会長に書面で提出された次の事項に限定する。

- (1) 会員氏名
- (2) 児童・生徒氏名
- (3) 所属年組番号
- (4) 電話番号
- (5) 電子メール

(管理)

第11条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 本会は、情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全の管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、管理者の立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄又は削除する。

(保管および持ち出し等)

第12条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、USBメモリなどにより持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第13条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 本会は、個人情報を第三者（第13条1号から4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(研修)

第16条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、必要な研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 苦情対応の責任者は、会長とする。

附則 本規程（ないし規則）は、令和4年4月21日より施行する。

## 熊本県 PTA 共済について

PTA 活動、部活動、学校行事など諸々な教育活動中に発生した災害について、その被災者に共済金を給付し、これによって PTA 活動や学校教育の円滑な運営を図ることを目的としているものです。児童生徒等や指導者向けの P 災コース、保護者や PTA 活動支援者向けの安互コースがあり、単位 PTA でまとめて加入できます。PTA 共済加入は強制ではありませんが、本校では PTA 会員全員加入を目指し、安心、円滑な活動を行いたいと考えています。

PTA 共済・P 災コース	・・・・・・・・・・・・・・・・	生徒 1 名	500 円
PTA 共済・安互コース (PTA 会員のみ)	・・・	保護者 1 家庭	150 円

※その他、共済金の額、共済金の給付される場合等詳細については、別途配布しました「熊本県 PTA 共済のご案内」をご覧ください。

**P災コース** **97%**  
 (児童・生徒)加入率 約  
 R4年度県内加入者  
 (約184,000名)

**安互コース** **96%**  
 (保護者)加入率 約  
 R4年度県内加入者  
 (約145,000名)

# 熊本県PTA共済

こんな時、  
**安心**です!

▼給付について  
 「たとえばこんなときに…」



登下校中で

事故によるけがなどにあったとき  
 助けとなるのが**PTA共済**です

学校で、部活動で

PTA活動で

## P災コース

小中学校の児童生徒.....500円(年額)  
 高等学校の生徒.....800円(年額)  
 部活動指導者.....500円(年額)

## 安互コース

PTA会員(保護者・教職員等) ... 150円(年額)  
 PTA活動の指導者・支援者 ..... 150円(年額)

給付対象となるのは以下の通りです

### P災コース 児童・生徒

- PTA活動に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校での事故によるけが・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に至ったもの、交通事故、歯科保険外治療が必要なもの

### 安互コース 保護者(PTA会員)

- PTA活動に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校行事に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

詳しくはホームページをご覧ください

★手続きは各学校PTA共済担当者へご連絡ください。 17

(財)熊本県PTA教育振興財団 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F

熊本県PTA共済

検索



ホームページ

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団  
**令和6年度 熊本県PTA共済のご案内**

～ 一人はみんなのために みんなは一人のために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員(保護者、教職員)、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

学校で、部活動で、PTA活動で、登下校中に、などの場面で事故に遭った場合の助けとなるのが、熊本県PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での被災のうち負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の保険外治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん(PTA会員)については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の事故にも対応しています。

### 1. 共済掛金の額 (令和6年度・年額)

< P 災コース >

区 分	金額
小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500 円
高等学校・高等専門学校の生徒等	800 円
部活動等の指導者 (PTA教職員会員、外部指導者)	500 円

< 安互コース >

PTA会員(保護者会員・1家庭)	150 円
PTA会員(教職員会員・1名)	150 円
PTA準会員・事務職(1名)	150 円
PTA活動の指導者・支援者(1名)	150 円

### 2. 共済に加入するには・・・

加入等の手続きは、児童生徒等の在籍する学校の単位PTAを通して行います。加入ご希望の方は、単位PTAに加入申込書と規定の共済掛金を提出してください。この案内書にある加入申込書をご使用いただけます。

\* PTAで作られている加入申込書などを使用していただくこともできます。PTAからの案内をご覧ください。

(注) 本共済の契約者は、各学校の単位PTAとなります。単位PTAで本共済への加入が決定されている場合に、本共済へのご加入が可能になります。

### 3. 共済金の額 (死亡、後遺障害、負傷)

P 災 コ ー ス	死 亡	学校教育外	3,000 万円
		学校管理下	1,500 万円
		交 通 事 故	500 万円
		特 別	最高 600 万円
	後遺障害 (1～14級)	学校教育外	最高 3,000 万円
		学校管理下	最高 1,500 万円
		交 通 事 故	最高 500 万円
	負 傷	学校教育外	最高 100 万円
		交 通 事 故	3 万円・5 万円
歯 科 特 別		規定額	

安 互 コ ー ス	死 亡	活 動 中	500 万円
		交 通 事 故	100 万円
		特 別	最高 300 万円
	後遺障害 (1～14級)	活 動 中	最高 500 万円
		交 通 事 故	最高 100 万円
	負 傷	活 動 中	最高 30 万円
		交 通 事 故	3 万円・5 万円
		歯 科 特 別	規定額

\* 令和6年度から、就学援助を要する家庭への掛金の返還はなくなりました。ご加入の際には必要な掛金を加入申込書と共に、PTAにお出しください。

熊本県PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで  
 電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117  
 HP：http://www.kumamoto-psai.net/ 電話受付時間：9：00～17：00(月～金)



## 4. 共済金給付の対象となる活動

### <P災コース>

<b>1. 学校教育外</b>
(1) 単位P T Aが主催または共催する児童生徒等の活動（P T A会長名で案内）
(2) 単位P T Aが主催または共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの
(3) 単位P T Aの主催または共催する活動ではないが、部活動、学級、学年、学校単位など団体で参加するもので事前にP T A会長が承認したもの
(4) 学校管理下ではないが、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前にP T A会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位で参加するもの）
(5) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>2. 学校管理下（児童生徒等の負傷は対象外）</b>
(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動 授業中、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事）
(2) 教育課程外の教育活動 部活動、休憩時間中などでの活動
(3) 指導者においては、部活動指導中（公務災害等に該当する場合を除く）
(4) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>3. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）</b>
(1) 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）
(2) 校長またはP T A会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）

### <安互コース>

<b>1. 単位P T Aの活動</b>
単位P T Aが主催または共催する活動（P T A会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の緒会合並びにそれらの運営に関連する業務
② 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、校外指導等

- |  |
|--|
| ③ 単位P T Aを代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加                      |
| ④ 単位P T A会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）                    |
| ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外） |

### 2. 郡市区町村P T A団体の活動

- |  |
|--|
| 郡市区町村等のP T A連合会等の団体が主催または共催する活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの） |
| ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の緒会合並びにそれらの運営に関連する業務                  |
| ② 各種研修会、スポーツ・レクリエーション大会等への参加                               |
| ③ 郡市区町村P T A団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加                     |
| ④ 郡市区町村P T A団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）                  |
| ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）     |

### 3. 熊本県・熊本市・九州・全国のP T A団体等の活動

- |  |
|--|
| 熊本県や熊本市のP T A団体の規約で規定された活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）  |
| ① 総会、役員会、理事会、委員会等の緒会合並びにそれらの運営に関連する業務                  |
| ② 各種研修会等への参加（九州や全国のP T A団体のP T A研究会等）                  |
| ③ 熊本県や熊本市のP T A団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加              |
| ④ 熊本県や熊本市のP T A団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務、他県の視察など）   |
| ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外） |

### 4. 学校行事など（P T A保護者会員）

- |   |
|---|
| ① 単位P T Aが所属する学校の行事、市区町村等の教育委員会等の行政機関が実施するP T Aに関する事業への参加 |
| ② これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）    |

### 5. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）

- |   |
|---|
| ① 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）                     |
| ② 校長またはP T A会長の承認により自校の児童生等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む） |

## 5. 共済加入についてのご注意

- (1) 共済期間は1年間（4月1日～翌年の3月31日）ですので、年度ごとに加入手続きが必要になります。(単位PTA等から案内があります)
- (2) 年度途中での加入も可能です。ただし共済期間は、本財団指定の金融機関への共済掛金納入の翌日から当該年度末までとなります。
- (3) 共済期間が1年間である場合は、入学式前や卒業式後においても、共済期間中であれば、当該年度に所属する学校・学級等やPTAの活動における被災については、共済の対象となります。

## 6. 共済契約上のご注意

- (1) 共済期間を1年間（4月1日～翌年3月31日）とするためには、前年度あるいは共済期間開始前に単位PTAによる加入予定申し込みをお済ませください。
- (2) 単位PTAによる正規の共済契約は、共済期間開始後、当該年度の6月30日までにお済ませください。(指定金融機関への加入者分の共済掛金の納入をしてください)
- (3) 単位PTAでは、共済加入ご希望の方から共済加入申込書の提出を受け、これを保管してください。(被災した場合に、加入確認のため必要になることがあります)
- (4) 共済期間中に転出入のある場合は、単位PTAより本財団までご連絡ください。熊本県外に転出されると、転出者についてはその後の被災は共済の対象となりません。またこの場合、加入者からの請求により共済掛金の一部が返還される場合があります。

## 7. 共済金が給付されないのは・・・

- (1) 加入していない場合
- (2) 共済期間外に発生した災害である場合
- (3) 公共交通機関を利用中の災害である場合（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等、料金を支払うもの）
- (4) 事故等の原因が加入者の故意による場合、または故意による犯罪行為の場合（無免許、飲酒、自殺など）
- (5) 公務災害や労働災害の適用を受ける場合
- (6) 地震、噴火またはそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- (7) 妊娠・出産が原因となる場合、食中毒
- (8) 日本国外での災害
- (9) 災害発生から2年を経過した後に事故等の報告がなされた場合
- (10) 活動場所への往復に主催者の許可なく電動キックボード、ローラースケート、キックボードなどを使用した場合

## 8. 被災したら・・・

- (1) なるべく早く医療機関を受診し、単位PTAを通して、事故報告を行います。(被災者から単位PTAへの報告は事故の発生から30日以内)
- (2) 共済金給付は1事故につき1回のみです。治療途中で給付を受けた場合は、その後の追加の給付はありません。また、負傷共済金給付は診療実日数180日を限度とします。

### 熊本県PTA共済

### 加入申込書

PTA会長 様

令和6年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。

令和 年 月 日

加入申込者 氏名（児童生徒の場合は保護者）

被共済者（加入者）

\* 氏名欄が不足する場合は別紙を添付してください。

共済コース	掛金	学年	組	番号	氏名
P災コース (当PTAの所属する学校に在籍するご家庭の児童生徒等について、共済に加入する方全員をご記入ください)	500円	年	組	番	
	500円	年	組	番	
	500円	年	組	番	
	500円	年	組	番	
安互コース	150円	加入する		加入しない	

\* 安互コースについては、該当するものを ○ で囲んでください。

## 9. 共済金給付の例

部活動指導者である小学校のPTA教職員会員が、PTA主催のミニバレーボール大会の練習中にアキレス腱を断裂した場合（PTA活動）  
（P災コース・負傷共済金）

PTA保護者会員が、PTA食バザーの準備中に鍋に触れてやけどを負った場合  
（安互コース・負傷共済金）

高校生が、部活動中に落下による頸髄損傷で、まひ状態になった場合（学校管理下）  
（P災コース・後遺障害共済金）

中学生が、部活動中に打撲により前歯が2本破折したため、保険外の治療が必要になった場合  
（P災コース・歯科特別共済金）

小学生が、夏休みプール開放参加中にプールサイドで転倒し負傷した場合（PTA活動）  
（P災コース・負傷共済金）

高校生が、県外での部活動練習試合に参加中に骨折した場合（PTA会長承認）  
（P災コース・負傷共済金）

高校生が、県内での部活動練習試合に参加した帰りに部所有のマイクロバス乗車中に交通事故に遭った場合（PTA会長承認）  
（P災コース・交通事故負傷共済金）

中学生が、自転車通学中（学校の許可有り）に、左折車に巻き込まれ、負傷した場合  
（P災コース・交通事故負傷共済金）

中学校の部活動外部指導者が、部活動指導中に転倒し、骨折した場合  
（P災コース・負傷共済金）

高校生が、学校の昼休み時間に、急性心不全で死亡した場合（学校管理下）  
（P災コース・特別共済金）

PTA保護者会員が、夫婦で小学校運動会の綱引きに参加し、二人とも転倒して負傷した場合（夫婦ともに給付）  
（安互コース・負傷共済金）

入学式に、生徒の保護者が両親とも出席できなかったため、代理として出席した祖母が、学校の階段から転落して骨折した場合（保護者代理）  
（安互コース・負傷共済金）

PTA地域清掃活動に参加した共催の地域老人会会員（予め安互コースに加入した支援者）が、蜂に刺された場合  
（安互コース・負傷共済金）

PTA会長が、市教育委員会主催の研修会に参加した際、帰路で交通事故にあった場合  
（安互コース・交通事故負傷共済金）

小学校の授業参観に参加した保護者が、校内の階段から転落して骨折した場合（学校行事）  
（安互コース・負傷共済金）

中体連主催の試合に出る中学生を会場まで自家用車で送った際に、信号待ちで停車中に追突され、運転していた母親が負傷した場合  
（安互コース・交通事故負傷共済金）



令和6年4月19日

保護者各位

熊本市立小島小学校

P T A 代 表 林田 拳士郎  
教養文化委員代表

## 家庭教育学級紹介

皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また平素よりPTA活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度も家庭教育学級を開設し、保護者の方々が交流できるような講座や、親子で色々なことが楽しめる講座を企画しています。

(昨年度はトランポリン教室、クリスマスリース作りを開催致しました。)



今年は運営委員会（学級毎、地区毎の役員決め）開催後に、いろいろと計画を予定し実施していきます。興味のある方は、後日子ども達にプリントを配布しますので、プリントを見てご参加下さい。

また教養では月1回の読書活動推進のために、読み聞かせ活動（各学年の教室で本読み）を予定しています。こちらも参加プリントを後日お配りしますので、ボランティアのご協力をお願いします。



# 熊本市立小島小学校 P T A 会 則

## 第 1 章 名 称

第1条 この会は、熊本市立小島小学校P T A（以下本会という）と称する非営利の任意加入団体であり、事務所を小島小学校（以下本校という）内におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教職員が相協力して学校、家庭及び社会における児童の福祉増進を図ると共に民主教育の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的をもとに活動している任意加入団体であるとともに会員相互の協力を得て活動している団体であることを自覚し、以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 会員相互の親睦と研修を重ね、教養を高めると共に家庭教育の向上に努める。
- (2) 学校、家庭及び社会における児童の生活を保護指導し健康と安全を守ることに努める。
- (3) 教育振興のため、学校と協力し教育環境の整備充実に努める。
- (4) 関係団体との連携協力を深め、会の振興に努める。
- (5) 児童を対象とする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。
- (6) 保護者及び教職員に対し、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制であると受け取られないような運営を心がける。
- (7) その他、本会の目的を達成するため必要な事項処理に努める。

## 第 3 章 方 針

第4条 本会は、次の方針にもとづいて学校教育に協力する。

- (1) 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) 本会は、営利を目的とせず、政党・党派に関与しない。
- (3) 本会は、教育に関して意見を具申し、参考資料を提供することはできるが、学校の経営、人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第5条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員のうち、本会に加入の意志を示し、かつ、会費を納入したものとす。
- (2) (1)の会員のうち、本会に加入の意志を示したにも関わらず、令和4年度以降の年度において会費未納入の者については、翌年度の会員の資格を有しない。

## 第 5 章 役員及びその選出

本会の役員は、本校に在籍する児童の保護者のうちから、次のとおり選出する。  
また会長は学校長を顧問、教頭を副会長にそれぞれ任命することができる。

第6条

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 会 長     | 1名                              |
| (2) 副会長     | 6名以内 (1名は教頭、残りは保護者とし、うち1名は市P担当) |
| (3) 監 査     | 2名以内                            |
| (4) 庶 務・書 記 | 2名以内                            |
| (5) 会 計     | 2名以内                            |
| (6) 各専門委員長  | 若干名                             |
| (7) 顧 問     | 若干名(学校長、他)                      |

本会の会長、副会長、監査、各専門委員長、顧問の任期は1か年とし、庶務・書記、会計については2か年とする。ただし、再選は妨げない。欠員が生じたときは補充し、その任期は、前任者の残余期間とする。

第7条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める役員は、選考委員会規則にもとづき選考された後、総会の承認を得なければならない。但し、第7号に規定する顧問を除く。
- (2) 顧問は、学校長の他は会長が委嘱する。

## 第 6 章 役員の仕事

第8条 役員の仕事は、下記のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会務を代行する。
- (3) 監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。
- (4) 庶務・書記は、諸会合等の連絡・進行・記録等をつかさどり、PTA活動の記録並びに整理に当たる。
- (5) 会計は、会計の事務を処理し、監査を経て、年次総会に決算を報告し、また、役員会を経て予算案を報告する。
- (6) 各専門委員長は、それぞれの専門委員会を運営し、求められた場合、役員会・総会等において、その運営状態の報告をしなければならない。
- (7) 顧問は、本会の全般にわたり相談に応ずる。

## 第 7 章 機 関

第9条 本会につきの機関をおく。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 総 会   | (2) 運営委員会 |
| (3) 役員会   | (4) 学年委員会 |
| (5) 地区委員会 | (6) 専門委員会 |
| (7) 選考委員会 | (8) 特別委員会 |

第10条 総会等の議決は、会員の過半数の同意を必要とする。

第11条 年次総会は、原則として年1回、5月中旬までに開催し、次の事項を審議決定する。

ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1) 予算、決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) 規約の制定、改廃
- (4) その他重要事項

第12条 役員会は、会長、副会長、監査、庶務・書記、会計、各関係専門委員長、顧問をもって構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。

第13条 運営委員会は、会長、副会長、監査、庶務・書記、会計、各関係専門委員長、顧問及び学級の委員、地区選出の委員、顧問教職員をもって構成し、次の任務を行う。

- (1) 総会議案の審議ならびに総会運営
- (2) 各委員会提出案件の審議及び行事調整
- (3) 予算の更正、臨時徴収金の審議
- (4) 補充役員の選出
- (5) 緊急事項の処理
- (6) その他必要事項

第14条 各学年委員会は、各学級の全員（欠席者は委任状を提出する）によって、互選された学級の委員と学級担任をもって構成し、学級の委員の互選によって、正副委員長を選出する。

第15条 各学年委員会は、学年委員長と学年の委員が協議のうえ招集し、学校教育に関する理解を深めるとともに各学級、各学年の運営に協力し、学級学年及び他学年間の諸問題を処理する。学級の委員は、保健体育、広報、教養文化及び学級長にそれぞれ所属する。

第16条 専門委員会は、安全補導、財務厚生、保健体育、広報、教養文化の5委員会と、各地区委員、各学級委員及び学校職員若干名により構成する。

- (1) 安全補導、財務厚生は、各町内から2名選出する。  
(但し、諸事情により、人数の変更がある場合は、執行部に一任する。)
- (2) 専門委員会はつぎの活動を行う。
  - ① 安全補導委員会は、地域における児童の生活指導を徹底し、交通事故の防止に万全を期する。
  - ② 財務厚生委員会は、予算、資金の調達及び児童や会員の福利厚生を図り、学校緑化（校内環境）を推進する。
  - ③ 保健体育委員会は、児童及び会員の健康増進を図る。
  - ④ 広報委員会は、会員、児童の広報活動を図る。
  - ⑤ 教養文化委員会は、会員の文化、教養を高め、児童の文化活動を推進する。

第17条 地区委員は、地区毎に互選された2～3名の委員及び地区担当教職員によって構成し、選考委員を兼ねる。(但し、諸事情により、人数の変更がある場合は、執行部に一任する。) また、学校、PTAからの連絡事項を、会員に連絡しとりまとめる。

第18条 特別委員会は、必要に応じ運営委員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理する。正副委員長は会長が委嘱する。任期が終われば、委員会を解く。

第19条 各機関の構成人数について、不均衡が生じる場合は会長が調整することができる。また、第12条から第18条に規定する役員会、各種委員会に陪席したい旨の要望がある場合には、会長が判断し当該陪席について許可することができる。

## 第 8 章 会 計

第20条 本会の運営は、会費、事業収益及び寄付金をもってあてる。

第21条 本会の会費は、一世帯あたり 450円(月額)とする。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 9 章 付 則

第1条 本会則は、昭和56年4月1日より発効、実施する。

第2条 本会則の改正の発効は、平成7年5月6日から実施する。

第3条 本会則の改正の発効は、平成19年4月27日から実施する。

第4条 本会則の改正の発効は、平成22年4月30日から実施する。

第5条 本会則の改正の発効は、平成24年3月2日から実施する。

第6条 本会則の改正の発効は、平成26年4月25日から実施する。

第7条 本会則の改正の発効は、平成29年4月29日から実施する。

改正内容：松尾3校統合により5章-第6条、副会長、総務、庶務人数変更

第8条 本会則の改正の発行は、平成30年4月27日から実施する。

改正内容：会計人数変更、庶務人数修正、役職廃止(総務)

第9条 本会則の改正の発行は、令和2年6月25日から実施する。

改正内容：役職名称変更(庶務)、役員選出方法変更、定足数変更

第10条 本会則の改正の発行は、令和3年4月26日から実施する。

改正内容：庶務・書記、会計の任期、2か年へ変更

第11条 本会則の改正の発行は、令和4年4月21日から実施する。

改正内容：会則第1章、第2章、第4章の文言の変更

第12条 本会則の改正の発行は、令和5年4月21日から実施する。

改正内容：会則第2章第2条文言追加・第3条(6)の文言変更。

第4章第5条の文言変更と(1)(2)の新設。

第5章第6条の文言変更。第6章第8条の文言変更。

第7章第19条の文言追加。第8章21条の文言変更

第9章第12条の追加。慶弔規定1・2・3の条件追加

## 選考委員会規則

- 第1条 選考委員会は、次年度のPTA会則第6条に規定する役員を選考し、総会に報告する。  
但し、顧問を除く。
- 第2条 選考委員は、各地区委員、学校教師代表若干名をもって構成し、互選によって正・副委員長を選出する。
- 第3条 選考委員は、適任者を求めて選考委員会に報告する。
- 第4条 委員会は、候補者について選考し、委員の互選によって選出した交渉委員が、候補者の承諾を得て総会に報告する。選考にあたり必要と認めるときは、選考委員会は現役員に協力を求めることができる。
- 第5条 選考委員は、1月に選出し、2月までに選考を終わって、総会に報告する。任務を終われば、委員会は解散する。

## 慶弔規定

会員に慶弔があったときは、つぎにより慶弔金を贈与する。

- |  |            |
|--|------------|
| 1 会員死亡香典料（会則第5条に規定する会員）                        | 10,000円    |
| 2 児童死亡香典料（本校に在籍する児童）                           | 10,000円    |
| 3 教職員結婚祝（会則第5条に規定する会員）                         | 10,000円    |
| 4 病氣見舞   | 5,000円     |
| （病氣見舞の対象者は、役員会において審議する）                        |            |
| 5 天変地異（火災、震災、風水害）<br>これに類する災害により罹災し、特に必要と認めた場合 | … 見舞金（金一封） |
| 6 その他の香典料及び祝い金は、役員会において審議する。                   |            |

（令和5年度改正）

## 小島小学校PTA表彰（感謝状）規定

- 個人の表彰
  - 本校教育向上のため、功績顕著な者について、特別表彰（感謝状）することができる。
- 団体表彰（感謝状）
  - 町内児童会活動を積極的に後援、または指導して顕著な功績を上げた地区委員会。
  - 本旨に賛同して顕著な功績を上げた後援団体。
  - 本校PTAの部活動において、顕著な活動及び研究成果をあげた部。
- 被表彰（感謝状）の贈呈は、会員児童の最終卒業時に行うものとする。時宜により検討する。